

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第27号

### 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（平成12年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総会に関する届出)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において、総会又は総代会における議事の内容が消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）<u>第40条第1項第4号、第5号又は第7号</u>に掲げる事項についての議決であるときは、その関係書類を提出しなければならない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第2条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨（<u>第5号から第14号までの</u>いずれかに該当する場合にあっては、理由を含む。）を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選任、解任、任期満了、辞任その他の事由により、理事、<u>組合の常務に従事する理事、代表理事、監事、会計監査人又は清算人</u>を定め、又は変更したとき。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 法第33条第1項、第35条第2項又は第47条の2第2項の規定による請求があったとき。</p> <p>(7) 法第53条の14第4項の規定により契約条件の変更をしなかったとき。</p> <p>(8) 法第31条の3第1項又は第31条の4第1項（法第31条の8第4項又は法第73条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により理事、監事、会計監査人又は清算人が損害を賠償する責任を負ったとき。</p> <p>(9) 法第31条の6（法第31条の8第5項において準用する場合を含む。）及び法第73条において準用する会社法（平成17年法律第86号）第7編第</p>	<p>(総会に関する届出)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において、総会又は総代会における議事の内容が消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）<u>第43条第1項第4号、第5号又は第8号</u>に掲げる事項についての議決であるときは、その関係書類を提出しなければならない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第2条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨（<u>第6号から第10号までの</u>いずれかに該当する場合にあっては、理由を含む。）を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 選任、解任、任期満了、辞任その他の事由により、理事<u>又は監事に変更</u>のあったとき。</p> <p>(3) 組合を代表する理事若しくは組合の常務に従事する理事又は清算人を定めたとき。</p> <p>(4)～(6) 略</p>

2章第2節（第847条第2項、第849条第2項第2号及び第5項並びに第851条を除く。）の規定により理事、監事、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えが提起されたとき。

(10) 組合の総会若しくは創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認若しくは取消しの訴え、組合の出資一口の金額の減少の無効の訴え、法第50条の2第1項に規定する共済事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転の無効の訴え、組合の設立の無効の訴え又は組合の合併の無効の訴え（以下「総会の決議の不存在の確認等の訴え」という。）が提起されたとき。

(11) 総会の決議の不存在の確認等の訴え（法第50条の2第1項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び共済事業に係る財産の移転の無効の訴えを除く。）に係る請求を認容する判決が確定した場合において、これに係る登記の手続を終えたとき。

(12)～(14) 略

(7)～(9) 略

(10) 法第35条第2項又は第41条第1項の規定による請求があつたとき。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。